環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声(平成30年4月分)

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	公害防止管理者講習の受講資格について
概要	区に事業開始の届出をした際、公害防止管理者の資格を取得する
	よう言われた。公害防止管理者の認定講習を受講するために必要な
	技術者等の資格がないが、どうしたらいいか。
対応	東京都公害防止管理者の認定講習の受講資格は、「都民の健康と
	安全を確保する環境に関する条例施行規則」別表第10において定
	められています。
	本講習は、第一種電気主任技術者等の各種資格を有する方のほ
	か、工場等において公害防止等の業務に従事する方も受講可能で
	す。この場合、在職証明書の原本を提出していただくこととなりま
	す。
	詳細につきましては、環境局HP*にあります「案内・申込書」
	をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、お問い合わ
	せください。
	※環境局HP
	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/pollution_control/pollution_training/300100a20180423162539263.html